

評議員選出に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第17条に基づき、評議員選出に関し、必要な事項を定める。

(任期)

第2条 評議員の任期は、2年とする。ただし、更新を妨げない。

(選出方法)

第3条 評議員の選出は、定款によるほかはこの細則に従い、評議員選出委員会（以下選出委員会と略記）の審査によって行う。

(評議員の要件)

第4条 評議員候補者になるには、第9条に定める審査の申請書の受理締切日において、第11条の諸条件をすべて満たした上で、評議員2名の推薦を得なければならない。

(評議員数の制限と欠員)

第5条 評議員総数の8割以上は医師とし、評議員総数は正会員数の5%以内とする。選出後に欠員が生じても補充は行わない。

(施設当たりの評議員数)

第6条 評議員は原則として1施設1名とする。医師に関しては正会員数が10名を超える施設においては、概ね10名に1名の割で複数の評議員を有することができる。医師以外に関しては、1施設あたり各職種1名を上限とする。

(選出委員会)

第7条 選出委員会は次の各項によって選出された評議員選出委員（以下選出委員と略記）をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事4名
- (3) 評議員たる委員5名

- 2 選出委員は審査同年の3月末までの理事会において選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 選出委員の任期は1年とする。
- 4 選出委員に欠員を生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。
- 5 議事録は理事会のみに公開する。
- 6 選出委員会委員長は、選出委員である理事の中から理事長が任命する。

(申請受付の告知)

第8条 理事長は、申請受付開始1か月前までに、次の各項の公示を学会のホームページに掲載するものとする。

- (1) 評議員候補者が提出する審査申請書
- (2) 同上申請書の受理締切日

(申請書の提出)

第9条 評議員候補者は、受理締切日までに別に定める様式の評議員候補者審査申請書を選出委員会に提出するものとする。

(更新の手続き)

第10条 評議員更新候補者の更新手続きについても、上記の審査手続きに従うものとする。

(新規候補者の資格)

第11条 評議員新規候補者は、審査申請時において、以下のすべての資格を有するものとする。

- (1) 集中治療の領域において指導的立場で活躍していること。
 - (2) 申請書の受理締切日において65歳未満であること。
 - (3) 正会員歴5年以上であること。
- 2 医師については、前項の資格に加え、審査申請時において以下の資格を有することを必要とする。
- (1) 本学会の専門医であること。
 - (2) 10年以上の基礎医学または臨床業務経験者であること。
 - (3) 指導していく立場として臨床実績と学術業績を有すること。
 - (4) 臨床実績として、経歴に記載すること。
 - (5) 学術業績として、本学会学術集会での筆頭学会発表（2回以上／5年）かつ集中治療に関連した査読のある学術論文（5篇以上／10年、共著可）を記載すること。
 - (6) APRINeラーニングプログラムJSICMコースの受講日から5年以内の受講実績または各施設でJSICMコースに相当する倫理講習の受講日から5年以内の受講実績を有すること。
 - (7) 本学会認定施設において集中治療に従事していること。
- 3 医師以外の者については、前々項の資格に加え、審査申請時において以下の資格を有することを必要とする。ただし理事会が推薦する候補者については、本項の規定の適用は除外される。
- (1) 審査申請時において10年以上の臨床業務経験者であり、そのうち5年間は集中治療に関連した業務に従事していること。
 - (2) 審査申請時に集中治療に関する査読付き筆頭論文が学術誌に掲載されていること。総説、原著、症例報告、短報、研究速報、解説など論文の形式は問わないが、プロシーディングは含まれない。また、和文の商業誌における解説等も含まれない。

(更新候補者の資格)

第12条 評議員更新候補者は以下の資格を有するものとする。

- (1) 必ず社員総会に出席していること。
(原則として、委任状は可であるが、少なくとも1回は出席すること)
- (2) 申請書の受理締切日において65歳未満であること。

- (3) 評議員の期間中に、集中治療医学に貢献している実績を有していること。
- 1) 学術業績として本学会学術集会での発表（2回以上／2年）（共同発表者、座長を含む）かつ集中治療に関連した査読のある学術論文（1篇以上／最近4年、共著可）
 - 2) 学会発表および学術誌の査読に協力すること（依頼がなかった場合はこの限りでない）。
 - 3) APRINe ラーニングプログラム JSICM コースの受講日から5年以内の受講実績もしくは各施設で JSICM コースに相当する倫理講習の受講日から5年以内の受講実績を有すること。
- 2 医師については、前項の資格に加え、原則として本学会認定施設において集中治療に従事していることを必要とする。
- 3 医師以外の者については、前々項の資格に加え、前条第3項で定める医師以外の者に係る資格を満たしていること必要とする。

（疑義が生じた場合）

第13条 評議員の選出に関して疑義を生じたときは、理事会の審議・決定に従うものとする。

（改定）

第14条 この細則は理事会の議により改定することができる。

付則

この細則は、2005年10月3日から施行する。

この改定は、2007年4月25日から施行する。

この改定は、2014年1月1日から施行する。

この改定は、2017年12月15日から施行する。

この改定は、2019年12月19日から施行する。

この改定は、2020年3月5日から施行する。

この改定は、2021年4月26日から施行する。

ただし経過措置として、2022年度の更新に限り、第11条3項2号に定める「医師以外に係る資格要件」に関し、評議員更新の申請までに本学会の診療ガイドラインに関与したもの、本学会主催のセミナー等の講師、テキストにおける原稿の執筆を行ったものは、それぞれ発表および筆頭論文とみなす。